

フォルテの届出概要について
(法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 新生信託銀行株式会社
- 2 届出日 平成 30 年 11 月 30 日
- 3 店舗の名称 フォルテ
- 4 店舗設置者 新生信託銀行株式会社 代表取締役 久保 貴裕
東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
- 5 店舗所在地 柴田郡大河原町字小島 2 番地 1 外
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 954 台
(変更後) 750 台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 29 か所
(変更後) 24 か所
- 7 変更する年月日 平成 31 年 7 月 31 日
- 8 事務手続き等
 - ・ 公 告 年 月 日 : 平成 30 年 12 月 14 日
 - ・ 縦 覧 期 間 : 公告の日から平成 31 年 4 月 15 日まで (公告の日から 4 か月)
 - ・ 地 元 説 明 会 : 掲示による説明
 - ・ 市町村等からの意見書提出期限 : 平成 31 年 4 月 15 日 (公告の日から 4 か月以内)
 - ・ 県の意見の通知期限 : 令和 元年 7 月 30 日 (届出から 8 か月以内)

■ 変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
22,018 m²
- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐輪場の収容台数 64 台
 - (2) 荷さばき施設の面積 616 m²
 - (3) 廃棄物保管施設の位置及び容量 261 m³
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻
ヨークベニマル : 午前 9 時から午後 11 時まで
その他 : 午前 9 時から午後 10 時まで
 - (2) 駐車場利用時間帯
P-1, P-2, P-3 : 午前 8 時から午前 1 時 30 分まで
その他 : 午前 9 時 30 分から午後 10 時まで
 - (3) 荷さばき可能時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで

住民説明会の実施状況

※掲示により届出内容の説明を行ったため説明会は実施していない。

大河原町の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	新生信託銀行株式会社	
届出年月日	平成30年11月30日	
店舗名称	フォルテ	
所在地	柴田郡大河原町字小島2番地1 外	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	なし	